

●香川県告示第1号

次のとおり保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年1月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 (1) 解除に係る保安林の所在場所

高松市庵治町字竹居5371の1（次の図に示す部分に限る。）、5414の7

(2) 保安林として指定された目的 魚つき

(3) 解除の理由 道路用地とするため

2 (1) 解除に係る保安林の所在場所

高松市庵治町字竹居5371の1（次の図に示す部分に限る。）、5414の7

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を香川県環境森林部みどり保全課及び高松市産業経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）